

てんかん地域診療連携体制整備事業

中川 栄二[†]

IRYO Vol. 77 No. 3 (165–172) 2023

要旨

わが国のてんかん医療は、これまで小児科・精神科・脳神経内科・脳神経外科などの診療科により担われてきた経緯があり、その結果、多くの地域で、どの医療機関がてんかんの専門的な診療をしているのか、患者ばかりでなく医療機関においても把握されていない状況が生まれている。一般の医師へのてんかん診療に関する情報提供や教育の体制はまだまだ整備されていないなど、てんかん患者が地域の専門医療に必ずしも結びついていない。このような現状を踏まえ、各都道府県において、てんかん対策を行う医療機関を選定し、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち1カ所をてんかん診療拠点機関として指定し、専門的な相談支援、他の医療機関、自治体等や患者の家族との連携・調整を図る「てんかん地域診療連携体制整備事業」が2015年からモデル事業として開始された。3年間のモデル事業を経て、2018年から本事業となった。てんかん診療拠点機関の業務は、てんかん患者およびその家族への専門的な相談支援および治療、管内の医療機関等への助言・指導、精神保健福祉センター、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等との連携・調整、医療従事者、関係機関職員、てんかん患者およびその家族等に対する研修の実施、てんかん患者およびその家族、地域住民等への普及啓発活動である。このてんかん支援事業で重要な役割を果たすのが、てんかん診療支援コーディネーターである。コーディネーターの要件は、精神障害者福祉に理解と熱意を有し、てんかん患者およびその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有し、医療・福祉に関する国家資格を有することである。コーディネーターの教育、育成のためコーディネーター研修・認定制度を2020年度から開始した。また、てんかん診療のすそ野を広げるため「てんかん支援ネットワーク」として全国のてんかん診療を行っている医療施設を全国てんかん支援拠点のホームページで公開している。

キーワード てんかん地域診療連携体制整備事業, てんかん支援拠点,
てんかん診療支援コーディネーター, てんかん支援ネットワーク

国立精神・神経医療研究センター病院 てんかん診療部, 総合てんかんセンター [†]医師
著者連絡先: 中川栄二 国立精神・神経医療研究センター病院 てんかん診療部
〒187-8551 東京都小平市小川東町4-1-1

e-mail: nakagawa@ncnp.go.jp

(2023年1月13日受付, 2023年4月14日受理)

National Epilepsy Regional Clinical Cooperation System Project

Eiji Nakagawa, National Center Hospital, National Center of Neurology and Psychiatry

(Received Jan. 13, 2023, Accepted Apr. 14, 2023)

Key Words : epilepsy regional clinical cooperation system project, epilepsy support center,
epilepsy clinical support coordinators, epilepsy support network

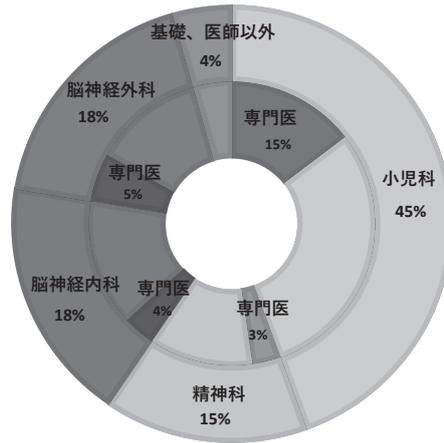


図1 日本てんかん学会会員構成（2022年9月10日現在）
2022年度日本てんかん学会社員総会資料および日本てんかん学会
HP専門医名簿参照

第7次医療計画とてんかん医療政策

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科医療・一般医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築することが必要である。2018年からの第7次医療計画では、てんかんは、統合失調症、うつ病等、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害、精神科救急、身体合併症、自殺未遂、災害医療、医療観察とともに、精神疾患・状態の一疾患として組み入れられている¹⁾⁻⁵⁾。

てんかん地域診療連携体制整備事業

てんかんは、小児から高齢者まで、どの年齢でも誰でもが発症する可能性がある罹病率が0.8-1%と患者数の多い病気であり、わが国では約100万人の患者が推計されている。高齢者人口の増加しているわが国では、とくに高齢者の発症率が高くなり、今

後さらにてんかん医療の必要性が増加することが予想される。てんかん患者の7-8割は適切な内科的・外科的治療により発作が抑制され、日常生活や就労を含む社会生活を営むことが可能である。しかしながら、わが国では成人てんかんを診る専門医が不足しており、てんかんに対する知識不足と偏見から、患者の社会進出が妨げられている。日本てんかん学会が認定しているてんかん専門医の所属科は、小児科の専門医比率が高く、脳神経内科、脳神経外科、精神科の成人科の専門医が少ない。また、てんかん専門医の極端な地域偏在が認められている（図1-2）。また、地域で必ずしも専門的な医療に結びついておらず、治療には小児科、精神科、脳神経内科、脳神経外科など複数の診療科で担われているが、てんかんに関する診療・情報などが届きにくく適切なてんかんの移行期医療が円滑に行われていないのが現状である。こうした背景を踏まえ、2015年度から厚生労働省が8つのてんかん地域拠点機関を選び「全国てんかん対策地域診療連携整備体制モデル事業」を開始した。モデル事業での実績を踏まえて2018年度より「てんかん地域診療連携体制整備事業（てんかん整備事業）」となった。てんかん整備事業では、てんかん支援拠点病院を設置する自治体に対して国庫補助（事業予算の半額補助）が行われている。本事業は、ピラミッド型の医療連携体制ではなく、複数の医療機関が横に連携して、それぞれが専門とする領域でてんかん診療を支えるコンソーシアム型の連携体制構築を目指している¹⁾⁻⁷⁾（図3-5）。

診療科	会員数 (人)	専門医数 (人)
小児科	1388	456
精神科	468	101
脳神経内科	566	114
脳神経外科	563	172
基礎・医師以外	136	0
計	3121	843

てんかん学会会員数・専門医数 (2022年9月10日現在)

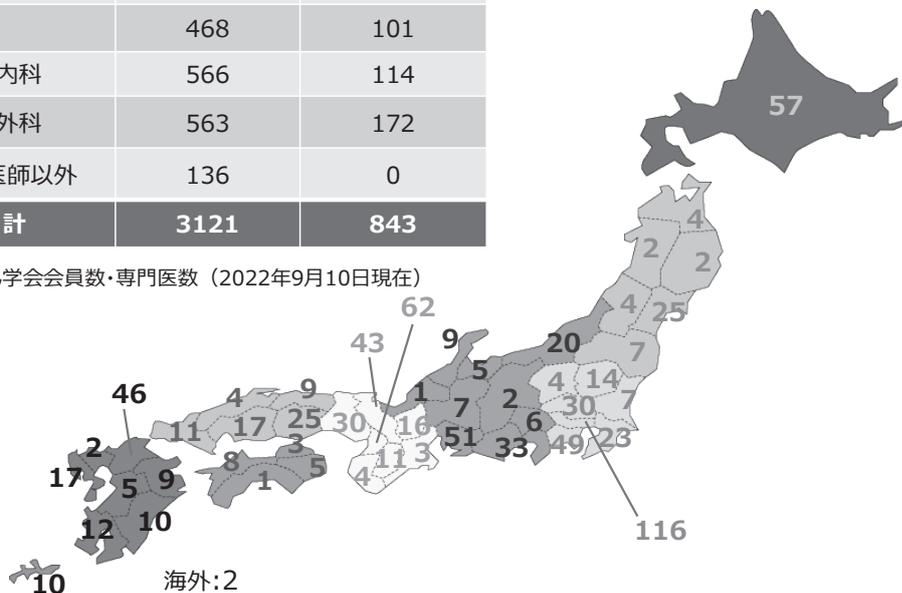


図 2 都道府県別のてんかん専門医

2022年度日本てんかん学会社員総会資料および日本てんかん学会HP専門医名簿参照

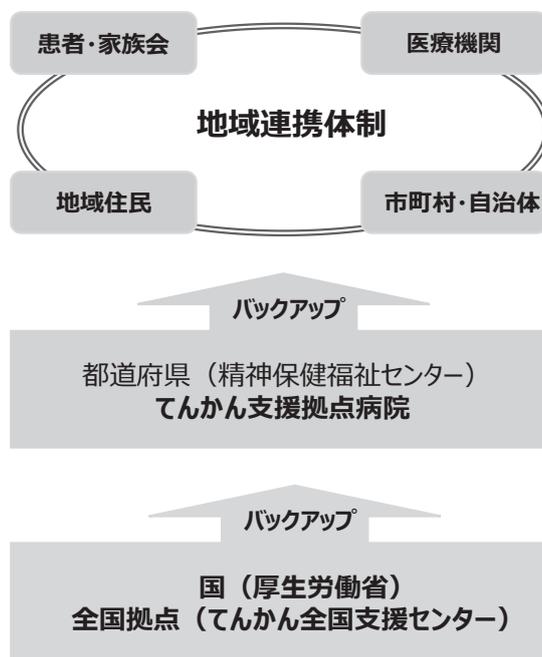


図 3 てんかん地域診療連携体制構築

てんかん地域支援拠点の要件と業務

各自治体により次に掲げる要件をすべて満たす医

療機関 1 カ所がてんかん支援拠点として指定されている。日本てんかん学会，日本神経学会，日本精神神経学会，日本小児神経学会，日本脳神経学会が定

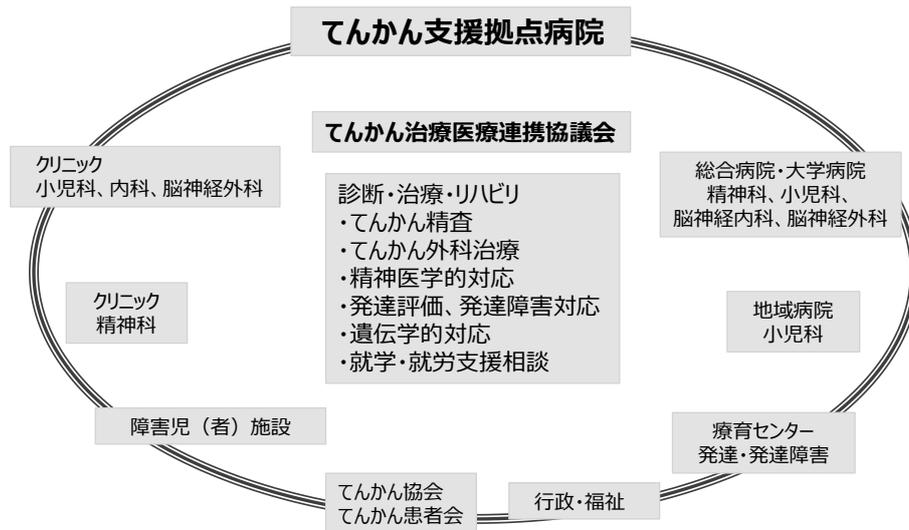


図4 てんかん地域診療コンソーシアム

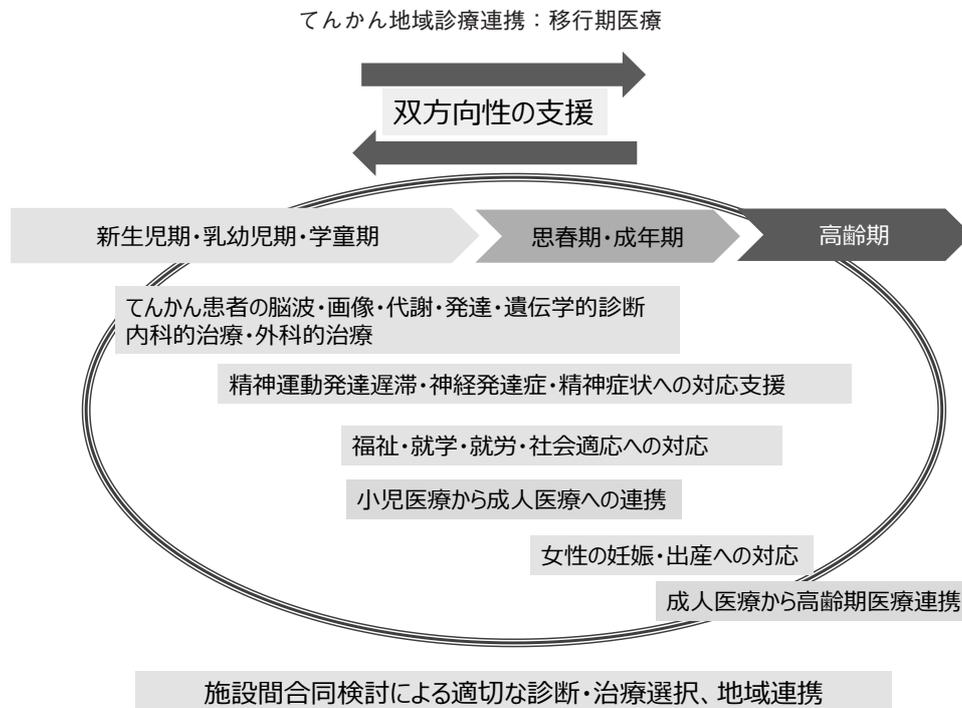


図5 てんかん移行期医療

める専門医が1名以上配置されていること、脳波検査やMRI検査が整備されていること、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること、てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えることが指定要件である。てんかん支援拠点の業務は、てんかん患者およびその家族への専門的な相談支援および治療、管内の医療機関等への助言・指導、関係機関（精神保健福祉センター、

管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整、医療従事者、関係機関職員、てんかん患者およびその家族等に対する研修の実施、てんかん患者およびその家族、地域住民等への普及啓発活動である。2022年度末にはてんかん支援病院は、各都道府県で28施設に指定されている^{1) -7)} (図6)。

てんかん全国支援センター（全国1カ所）
 てんかん支援拠点病院（全国28カ所）

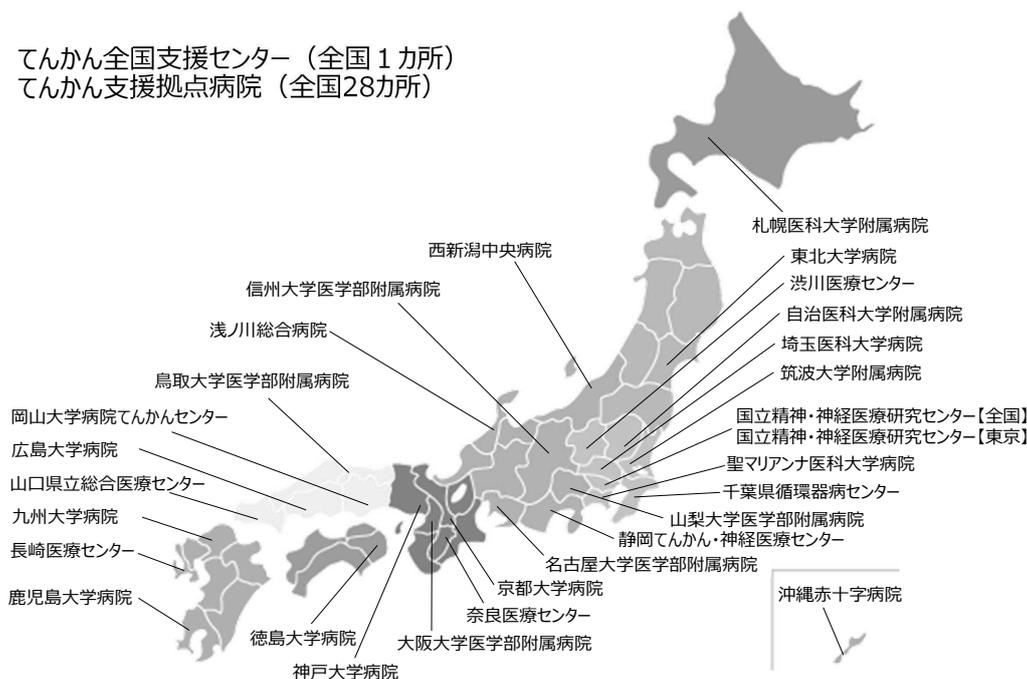


図6 てんかん全国支援センターおよびてんかん支援拠点病院

てんかん診療支援コーディネーター認定制度

てんかん拠点病院は、上記の業務を適切に行うため、てんかん診療支援コーディネーターを配置する必要がある。てんかん診療支援コーディネーターの要件は、精神障害者福祉に理解と熱意を有すること、てんかん患者およびその家族に対し相談援助を適切に実施する能力を有すること、医療・福祉に関する国家資格を有することである。てんかん診療支援コーディネーターの具体的な業務としては、てんかん患者およびその家族への専門的な相談支援および助言、管内の連携医療機関等への助言・指導、関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整、医療従事者、関係機関職員、てんかん患者およびその家族等に対する研修の実施、てんかん患者およびその家族、地域住民等への普及啓発活動である。これらの活動を支援するため、2020年度からてんかん全国支援センターが、定期的なてんかん診療支援コーディネーター研修会と認定制度を開始した。てんかん診療支援コーディネーター認定のための条件として、3時間以上のてんかんに関する下記の講義・研修を3年間に6回以上受講することが認定条件である。てんかん全国支援セ

ンターが行う研修会（年2回開催）、全国てんかんセンター協議会（JEPICA）での研修会、各地域てんかん支援拠点病院が行う研修会、てんかん学会、国際抗てんかん連盟開催学会を認定対象研修会としている。てんかん診療認定コーディネーターは3年ごとの更新で、2020年度から認定証の交付を行っている⁶⁾⁻⁷⁾(図7-8)。

てんかん支援ネットワーク

「てんかん診療ネットワーク」は、よりよいてんかん医療の推進を目的として、当初は、厚労科研費による研究班と日本医師会および日本てんかん学会の共同調査を基に構築された全国の主なてんかん診療施設のネットワークであった。上記研究班が終了したため、2021年度から、てんかん地域診療連携体制整備事業の一つとして、新たに、「てんかん支援ネットワーク」として、てんかん診療を行っている医療機関・診療科の紹介を各てんかん診療拠点からの情報として公開している。現在のところ、全国でてんかん診療施設が1,307、診療科としての登録は1,547箇所登録されている⁶⁾⁻⁷⁾(図9)。

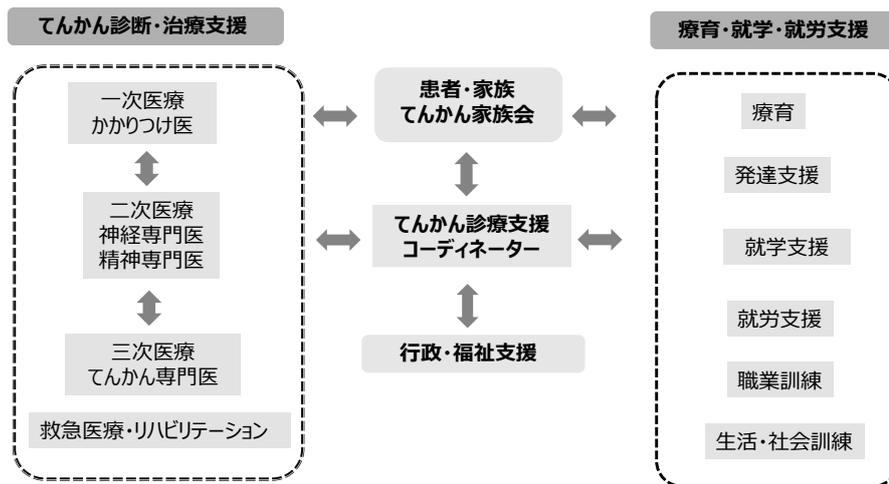


図7 てんかん診療支援コーディネーターの役割

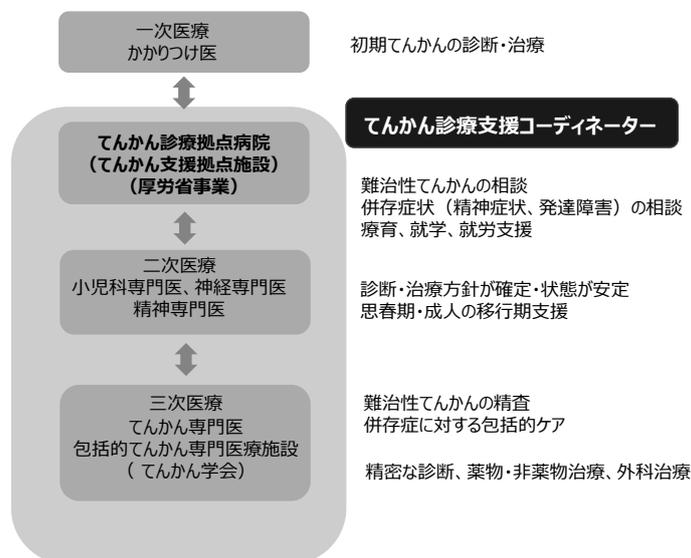


図8 てんかん診療支援の流れ

てんかん全国拠点機関における今後の課題

てんかん医療の均てん化を目指して、2018年度からてんかん地域診療連携体制整備事業に基づくてんかん支援拠点病院の整備が開始され、現在のところ47都道府県のうち28自治体での設置となったがまだ半数での設置に過ぎない。各都道府県では、国の定める基本方針に基づき、地域の実情に応じて医療提供体制を充実させるために医療計画を作成している。

医療計画は原則6年ごとに改定され、現在は第7次医療計画（2018-2023年度）に基づいて医療計画が実施されている。5疾病・5事業は、この医療計

画に記載されている重要なテーマで、疾病や事業ごとの医療資源、医療連携に関する現状を把握し課題の抽出や見直しが行われている。5疾病として、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患があげられているが、てんかんは、統合失調症、うつ病等、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、PTSD、高次脳機能障害、摂食障害、精神科救急、身体合併症、自殺未遂、災害医療、医療観察とともに、15の精神疾患・状態の1疾患として政策対応がなされている。てんかん支援拠点の設置が拡充しない理由については、てんかんは、15の精神疾患のうちの1疾患であり、てんかんに対する啓発や理解が十分されておらず、自治体の政策優先



図9 てんかん支援ネットワーク

https://www.ncnp.go.jp/epilepsy_center/epilepsy_support_nw/index.htmlより

度が低いため、なかなか財政措置に結びつかないことが考えられる。

てんかん全国支援センターとしては、てんかん支援拠点機関設置に向けて各自治体への働きかけや、事業の安定およびコーディネーターの人材確保のための予算増（現状では病院の持ち出しが多いため、経営面から厳しい指摘がある）、事業の安定的な位置付けなどの要望を関係諸機関に行っている。てんかんの医療の均てん化に向けたてんかん支援拠点の整備を進めるためには、支援拠点の「数」を求めるだけでなく、「質」も求める形で事業を進めていく必要がある。本事業は義務的事業ではなく裁量の補助事業であることから、地方自治体の予算措置はハードルが高い。そのため、引き続き本事業の実績と効果を挙げるとともに、広く国民や社会に目に見える形でその成果をアピールしていくことが必要である。

利益相反自己申告：本論文報告は、てんかん地域診療連携体制整備事業費と精神神経研究開発費（4 - 5）の支援を受けた。

[文献]

- 1) 中川栄二. てんかん地域診療連携体制整備事業. クリニシアン 2020 ; 67 : 492-8.
- 2) 中川栄二. てんかん地域診療連携体制整備事業. 精神科 2020 ; 36 : 459-64.
- 3) 国立精神・神経医療研究センター病院. 患者のギモンに答える！てんかん診療のための相談サポートQ&A. 東京；診断と治療社. 2021.
- 4) 中川栄二. 精神・神経トピックス てんかん地域診療連携体制整備事業の現況. 医療の広場 2022 ; 62 : 25-7.
- 5) 中川栄二. てんかんの移行期医療. 脳と発達 2022 ; 54 : 152.
- 6) 中川栄二. てんかんコーディネーターの新たな役割. クリニシアン 2021 ; 68 : 416-22.
- 7) 中川栄二. 成人患者における小児期発症慢性疾患. 成人期における主な小児期発症疾患の病態・管理神経・筋疾患 てんかん. 小児内科 2022 ; 54 : 1562-7.

National Epilepsy Regional Clinical Cooperation System Project

Eiji Nakagawa

【Abstract】

Epilepsy care in Japan has been provided by departments such as pediatrics, psychiatry, neurology and neurosurgery, resulting in a situation where not only patients but also medical institutions do not know which medical institution provides specialized epilepsy care in many regions. Patients with epilepsy are not always linked to specialized medical care in the community, as systems for providing information and education on epilepsy care to general physicians are not yet in place. In view of this situation, each prefecture selects a medical institution to provide measures against epilepsy and designates one of the medical institutions specializing in the treatment of epilepsy as an epilepsy treatment center, which provides specialized consultation support, and cooperation and coordination with other medical institutions, local authorities, and patients' families. After a three-year model project, the project became the main project in 2018. The duties of the epilepsy treatment centers include: specialized consultation support and treatment for epilepsy patients and their families; advice and guidance to medical institutions in the area; cooperation and coordination with mental health and welfare centers, health centers, municipalities, welfare offices and public employment security offices; training for medical personnel, staff of relevant institutions, epilepsy patients and their families; and public awareness raising activities for epilepsy patients and their families, local residents and other people with epilepsy. The epilepsy medical support coordinator plays an important role in this epilepsy support project. The requirements for coordinators are that they have understanding and enthusiasm for the welfare of persons with mental disabilities, have the ability to provide appropriate consultation and assistance to epilepsy patients and their families, and have national qualifications in medical and welfare matters. A coordinator training and certification system was launched in FY2020 to educate and train coordinators. In addition, to expand the scope of epilepsy treatment, medical facilities providing epilepsy treatment nationwide are listed on the website of the National Epilepsy Support Network.